

児童扶養手当の受給資格をお持ちの皆さまへ

【ひとり親家庭に向けた新たな支援施策について】

平成31年度（2019年度）から、ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、新たな支援施策を実施します。同封の資料をご覧のうえ、御不明な点がありましたら、こども未来局こども家庭課へお問い合わせください。

なお、生活保護を受けている方は、生活保護制度等において同様の支援が実施されておりますので、担当ケースワーカーに御相談ください。

また、児童扶養手当受給者を対象とした市バス特別乗車証は平成31年3月31日で終了します。生活保護を受けている方で、通勤、通学、通院などで利用されていた場合は、担当ケースワーカーに御相談ください。

「平成31年度（2019年度）から実施する主な支援施策」

- 1 一時保育、病児・病後児保育の利用料金の減免の実施（平成31年（2019年）4月から）
※生活保護を受けている方は、すでに減免料金が定められております。
- 2 ひとり親家庭等医療費助成の所得制限の緩和（平成32年（2020年）1月から）
※生活保護を受けている方の医療費は、生活保護制度から支給されます。
- 3 小・中学生を対象とした学習支援の実施（平成31年度（2019年度）から）**資料1**
※生活保護を受けている方は、福祉事務所を通じての申し込みとなりますので、担当ケースワーカーに御相談ください。
- 4 通勤交通費助成制度**資料2**、高校生等通学交通費助成制度**資料3**の実施（平成31年（2019年）4月から）
※生活保護を受けている方の通勤交通費や高校生等通学交通費については、担当ケースワーカーに御相談ください。

* 通勤交通費助成、高校生等通学交通費助成制度については、個別相談会を開催します。案内を同封いたしましたので、御都合にあわせてぜひお越しください。**資料4**

* このお知らせは、平成31年（2019年）1月31日時点で、児童扶養手当を受給されている方、及び所得制限等により支給が停止となっている方にお送りしています。

【このお知らせに関するお問い合わせ先】

川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課

電話 044-200-2709

E-Mail 45kodoka@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3638

1 一時保育、病児・病後児保育の利用料金の減免の実施（平成31年(2019年)4月から）

児童扶養手当受給世帯が一時保育及び病児・病後児保育を利用した場合の利用料金について、市民税非課税世帯に準じた料金体系に変更します。

※利用するときは、児童扶養手当証書を各施設に提出してください。

生活保護を受けている方の一時保育の利用料は0円、病児・病後児保育の利用料は400円となり、変更はありません。

※利用するときは、被保護証明書を各施設に提出してください。

■一時保育事業

年齢区分	利用料(月額)			利用料(月額)
	被保護世帯	市民税非課税世帯	一般	
1歳未満児	0円	0円	2,900円	児童扶養手当受給世帯 0円
3歳未満児	0円	0円	2,500円	0円
3歳以上児	0円	0円	1,500円	0円

■病児・病後児保育事業

全年齢	利用料(月額)			利用料(月額)
	被保護世帯	市民税非課税世帯	一般	
	400円	1,000円	2,900円	児童扶養手当受給世帯 1,000円

2 ひとり親家庭等医療費助成の所得制限の緩和（平成32年(2020年)1月から）

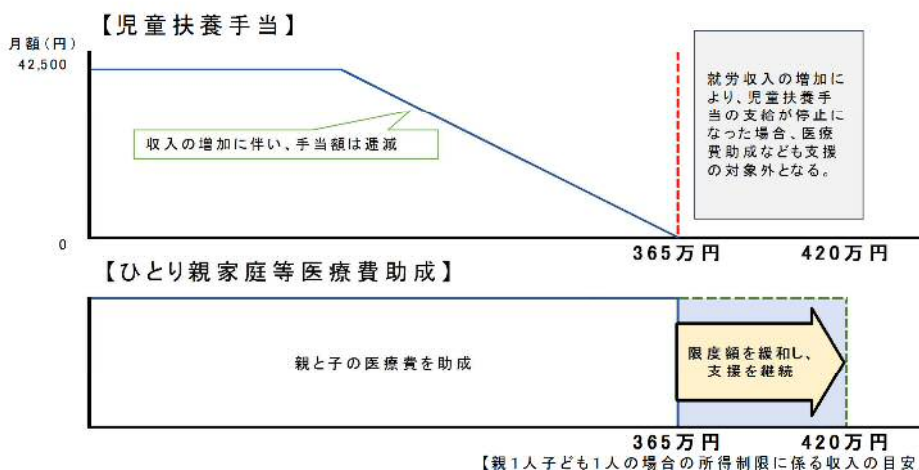
親と子の医療費助成制度であるひとり親家庭等医療費助成について、所得制限を緩和します。

※申請の御案内等を行うため、来年度の児童扶養手当の現況届を8月末までに御提出ください。

[親1人子ども1人の場合の所得制限に係る収入の目安]

365万円から420万円に緩和

生活保護を受けている方の医療費は、生活保護制度から支給されます。



◎所得限度額

扶養人数	現行制度			制度拡充後	
	収入額(目安)	所得限度額		収入額(目安)	所得限度額
0人	3,114,000円	2,000,000円	➡	3,725,000円	2,440,000円
1人	3,650,000円	2,380,000円		4,200,000円	2,820,000円
2人	4,125,000円	2,760,000円		4,675,000円	3,200,000円
3人	4,600,000円	3,140,000円		5,150,000円	3,580,000円